

北海道札幌工業高等学校いじめ防止基本方針について

1 いじめ防止基本方針

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条、および北海道いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処に関しいじめ防止等のための基本的な考え方や学校体制について定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、本校生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

※ いじめの定義（北海道いじめ防止基本方針【条例第 2 条】）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(2) 基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、絶対に許されない行為であるという認識に立ち、生徒が安心して学習や特別活動等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。

いじめが犯罪行為を含む場合は、教育委員会の指導・助言のもとに関係機関との連携を取り対処する。

(3) いじめの内容（北海道いじめ防止基本方針）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの要因（北海道いじめ防止基本方針）

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、ア心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、イ集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、ウねたみや嫉妬感情、エ遊び感覚やふざけ意識、オ金銭などを得たいという意識、カ被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたいという意識、やさしい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童

生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消（北海道いじめ防止基本方針）

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等を含め組織的に対応を判断する。

3 具体的な取組

(1) 発達支援の生徒指導による取組

① 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組

ア 各教科・科目の学びの中で人間の尊厳、人間関係や社会性等を養うよう努める。

イ 高度情報化社会の現状を踏まえ、情報モラル教育を充実させる。

② 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

ア 学校行事等を通して集団への連帯感を深め、公共の精神を養い他者を思いやる心の育成に努める。

イ HR活動等を通して、協調性を養い、望まし友人関係、集団づくりに努める。

ウ 生徒会活動：自主性のもと、望ましい人間関係を形成し、社会性の基盤を培うよう努める。

エ 子ども理解支援ツール「ほっと」を含む人間関係構築に関するアセスメントツールの活用を推進する。

③ 児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組

ア よりよい人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流を充実させる。

イ ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムの活用を推進する。

④ 児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を努める。

イ 地域の住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等を充実させる。

(2) 課題未然防止教育による取組

① 児童生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、理解促進

ア 継続した「学校いじめ防止基本方針」の周知、学校のホームページへの掲載に努める。

イ HR活動やPTA総会等、生徒や保護者が「学校いじめ防止基本方針」についての理解を深めることができる取組を推進する。

② 児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進

ア 生徒会活動等において、生徒自らがいじめの未然防止について考える活動を充実させる。

イ 「どさんこ子ども地区会議」等管内や各市町村でのいじめ防止等の取組について考える「子ども会議」等への参加を推進する。

③ 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進

ア 人権擁護団体による講演等、地域に根ざした教育資源や北海道独自の教材を活用した道徳教育を充実させる。

イ 実際の事例や動画などを教材に生徒同士で意見交換を行ったり、いじめの場面のロールプレイ

を行ったりするなど、体験的に学ぶ機会を充実させる。

④ いじめ防止に関わり、専門家等と連携した取組の推進

ア スクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等との連携による「SOSの出し方に関する教育」を充実させる。

イ 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」を充実させる。

ウ 「デートDV講座」等関係団体や道・市保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を充実させる。

エ 「性的マイノリティ」とされる生徒や、多様な背景を持つ生徒への指導や支援について、関係団体をはじめ、SC、SSW、道・市保健師等と連携を図り、学習面、行動面、対人関係への指導・支援と、生徒が相談しやすい環境の整備を推進する。

（３）課題早期発見対応による取組

① いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底

ア いじめの早期発見のためのチェックリスト等を活用する。

イ アンケート調査をとおして、いじめの早期発見、実態把握に努める。

ウ 教科担任、学級担任、学科との連携を密にし、いじめの早期発見、実態把握に努める。

エ 家庭等との連携を密にし、いじめの早期発見に努める。

オ 定期的なネットパトロールを行い、いじめの早期発見に努める。

カ 認知した「いじめ」（いじめの疑いを含む）について、速やかに「いじめ防止対策委員会」への報告を徹底させる。

キ いじめの認知件数が０件であっても、HPや生徒部だより等による認知結果を公表し検証に努める。

② 児童生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備

ア 学校での教育相談体制について生徒や保護者への周知、相談室等の環境の工夫に努める。

イ 各種教育相談窓口の継続的な周知と利用促進に努める。

ウ アセスメントツール「心と身体チェック」等の活用促進に努める。

③ 「いじめ防止対策委員会」に報告された情報整理及び認知の判断と対応

ア アセスメントシート等による情報収集に努める。

イ いじめ認知、対応方針の決定及び対応方針の可視化による全教職員への情報共有に努める。

ウ 適切なアセスメントに基づく被害・加害生徒、関係生徒への早急な対応に努める。

エ いじめを受けた生徒を徹底して守り通すための取組及び継続的な観察・見守り、SC等と連携した教育相談（心のケア）の実施に努める。

オ いじめを行った生徒への毅然とした指導と成長支援の視点に立った指導、観衆や傍観した生徒等への指導にあたる。

（４）困難課題対応的生徒指導における家庭・地域・関係機関との連携体制による取組

① いじめ防止対策委員会による「ケース会議」の実施

ア SCやSSW等を交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討し、検討内容を踏まえ、被害及び加害の生徒・保護者に、指導や援助の方針を説明し対応にあたる。

② 道教委の「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』」等の活用

ア 学校だけでは解決することが困難な事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得た適切な生徒及び保護者への対応に努める。

イ 専門家等の助言を基に、いじめの解決に向けた校内での教職員の共通理解を目的とした研修等の実施に努める。

③ 関係機関等との連携

ア 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応にあたる。なお、その際は、関係する保護者等に対し、警察との連携の趣旨や具体的対応について事前に周知を図る。

（５）その他

① 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア 「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止のための年間指導計画等の改善・充実に向けて学校評価を活用した点検・見直しに努める。

イ 「いじめ防止対策委員会」での会議録、いじめアンケート（原本）、相談記録については、保存期間（５年間）を定め保管する。

(4) いじめ防止のための年間計画

時期	実施項目	内 容
4 月	いじめ防止啓発	全校集会での講話をとおり、他を思う気持ちを醸成
6 月	いじめアンケート(1回目)	全生徒にアンケートを実施し、実態把握
6 月	いじめ防止対策委員会	アンケート結果の検証、いじめ防止対策確認等
7 月	学校評議委員会	いじめ防止対策委員会による取組状況の説明
7 月	いじめ防止啓発	全校集会の講話をとおり、他を思う気持ちを醸成
11 月	いじめアンケート(2回目)	全生徒にアンケートを実施し、実態把握
11 月	いじめ防止対策委員会	アンケート結果の検証、いじめ防止対策確認等
12 月	いじめ防止啓発	全校集会での講話をとおり、他を思う気持ちを醸成
2 月	いじめ防止啓発	全校集会の講話をとおり、他を思う気持ちを醸成
毎週	学年会での情報交換	学年会で生徒の様子の変化について情報交換
毎月	教育相談	スクールカウンセラーによる教育相談
毎月	校内ネットパトロール	ネットへの書き込みのチェック及び削除
未定	いじめ問題に係る研修会	いじめ防止、いじめ対応、インターネットの危険性に係る研修
年度末	基本方針の見直しの実行	いじめ防止対策委員会による取組状況の点検・見直し

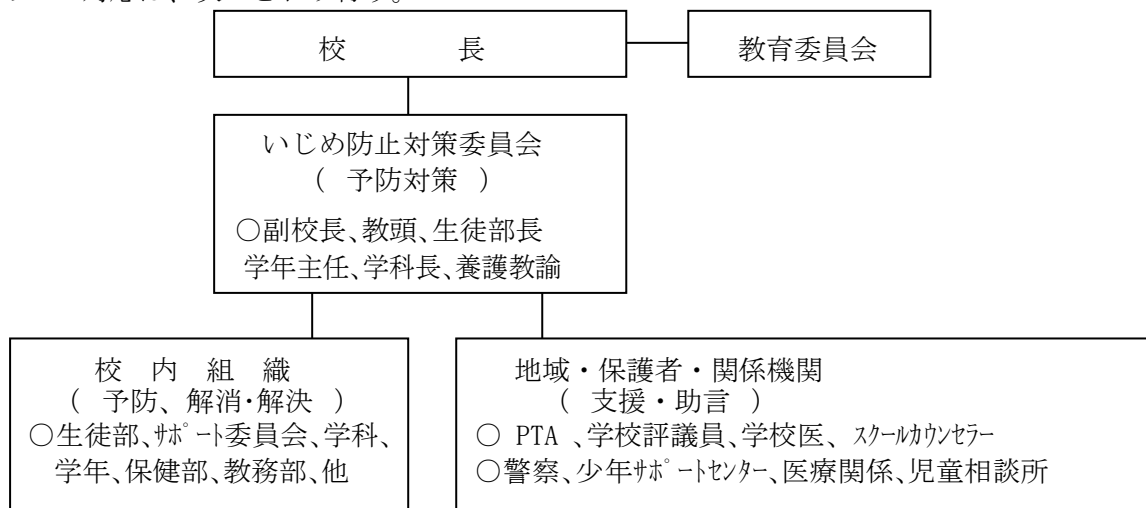
(5) その他

いじめ防止対策に関することについては、いじめ防止対策委員会を中心に協議し実施する。

4 組 織

(1) 組織体制

いじめへの対応は、次のとおり行う。



(2) 行動計画

いじめ防止及びいじめ発生の対応は、次のとおり行う。

① いじめの予防

いじめ防止に重点を置き、いじめを起こさせないための予防的取組に努める。日々の学校教育活動をとおりして、自己有用感や規範意識を高め、他を思いやる優しさと豊かな人間性や社会性を育てる。

② いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが大切でありそのことが早期解決に繋がる。生徒の何らかのサインを見逃さないため情報の共有が重要である。

③ いじめられている生徒対応

いじめられている生徒に対しては、苦痛を共感的に理解し心部や不安を取り除き生徒の立場に立って継続的に支援する。また、生徒の安全確保は不可欠である。

④ いじめている生徒対応

いじめている生徒に対しては、いじめは許されないという毅然とした態度で接し、他人の痛みを分からせるよう根気強い指導を行う。必要に応じて出席停止などの処置を取る。また、関係集団に対しては、面白がったり見て見ぬふりをせず、周囲に相談したり他と協力する等いじめを解決しようとする姿勢を育てる。

⑤ 保護者への対応

いじめられている生徒の保護者に対しては、複数の教職員で対応し学校が全力で解決するという決意を伝え安心感を与える。また、いじめている生徒の保護者に対しては、事実を速やかに丁寧に伝え、解決のため保護者に協力を求める。

⑥ 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースも多いため、関係機関とは情報交換だけでなく一体的な対応をすることが重要である。

⑦ ネットによるいじめの対応

情報通信ツールを使った特定の生徒に対する誹謗中傷を不特定多数に発信する行為で、この行為だけで犯罪になる。ネットパトロールや関係機関との連携によって、早期発見と早期解消が重要である。

⑧ 重大事態の対応

生徒の自殺、精神疾患の発症、身体の障害、高額の商品強要等など重大な事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関と連携して対応する。

(3) 検証と総括

発生した「いじめ」について、発生の原因、いじめ対応、支援と指導等について検証と総括を行い、いじめ防止に努める。また、年度末に委員会によりいじめ防止基本方針の見直しを行う。

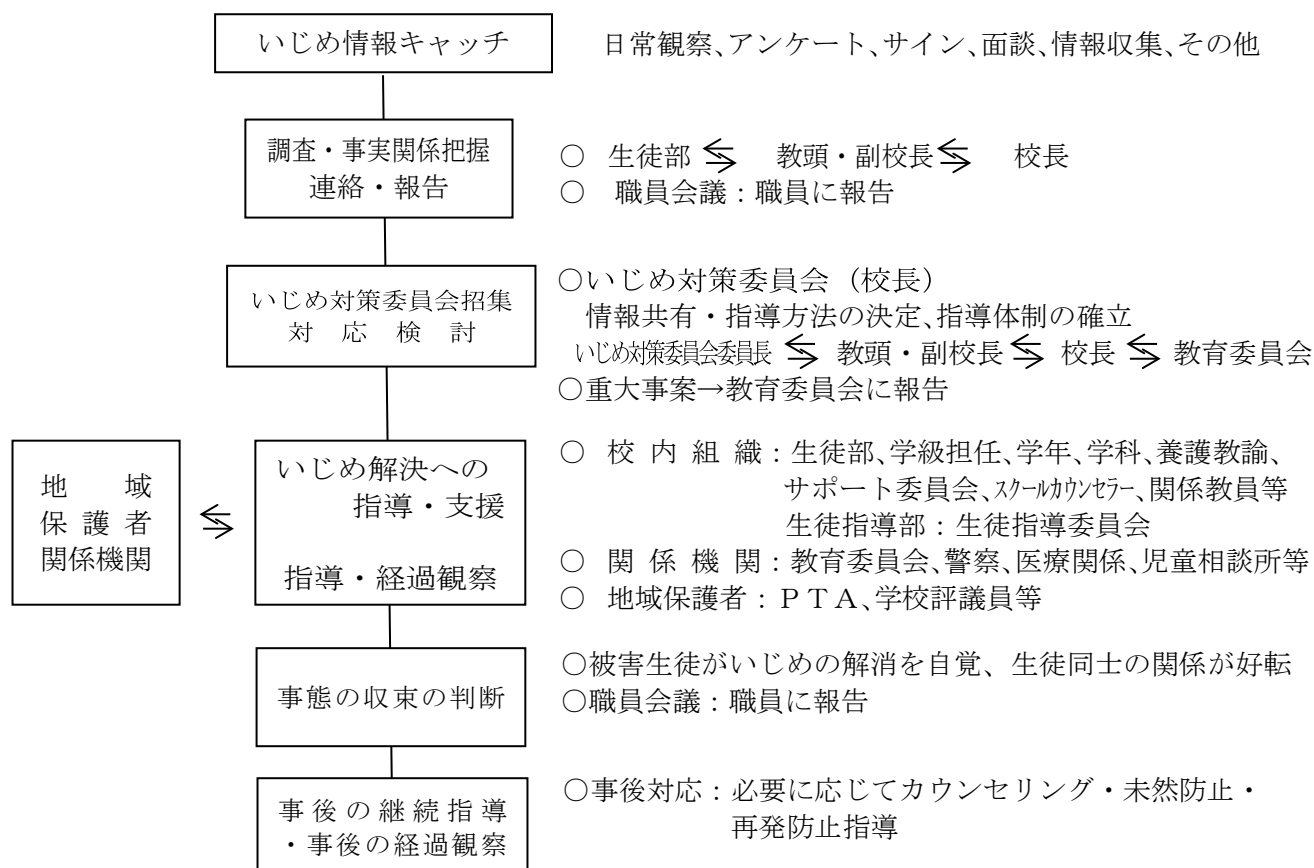
(4) 校内研修

「いじめ防止」と「いじめ解決」のための校内研修を実施し、教職員のいじめ対応スキルを高める。

5 具体的な流れ

いじめ発生時の組織的な対応は、以下のとおりとする。

【 いじめ発生時の組織的対応 】 ※ 事実を時系列で記録に残すこと。



6 いじめ早期発見のチェックリスト

いじめ早期発見のために、以下のチェックリストを参考にする。

① 教室

- ・朝、靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、下足ロッカーの蓋が凹んでいる。
- ・天井や掲示物が乱れていたり、机や椅子に落書きがある。
- ・教室にゴミが溢れている。
- ・特定の生徒だけ机と机の間隔が他の生徒と大きく開いている。

② 集団

- ・グループ分けをすると特定の生徒だけが残る。
- ・班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- ・些細なことで特定の生徒を冷やかしたりする雰囲気がある。
- ・特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- ・クラスやグループの中で、絶えず周囲の者の顔をうかがっている生徒がいる。
- ・授業中に消しゴムを投げている生徒がいる。

③ いじめられている生徒

- ・休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- ・一人であることが多い。
- ・遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- ・体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ・他の生徒からの悪口や攻撃に対して、何も言わないで愛想笑いをしている。
- ・いじめアンケートの記載欄に多くの記述をする。
- ・いじめアンケートを提出しない。
- ・教員の近くへいたがったり、話しかけたまま離れようとしない。
- ・持ち物や机に落書きをされる。
- ・靴箱の靴（外履き、校内履き）を違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
- ・持ち物が、壊されたり隠されたりする。
- ・弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- ・発言すると、からかわれたりする。
- ・一人だけで掃除をしていたり、常にゴミ捨て当番になっている。
- ・服に靴の跡がついていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
- ・手足に傷や痣がある。
- ・毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- ・邪・活動を休みがちになったり、辞めるといったりする。
- ・他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず目立たないようにしている。
- ・怪我をすることが多く、ある状況と本人が言っていることが一致しない。

④ いじめている生徒

- ・教員の機嫌を取ることが多く、教員によって態度を変える。
- ・教員の指導に対して、大声を出したり反抗したり、指導を受けようとしない。
- ・常にグループで行動し、他の生徒を威嚇したり指示したりする。
- ・特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- ・活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を言う。

附則

この規定は令和5年7月12日一部改訂